

開 会 （午前10時00分）

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） ただいまから令和8年第3回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は全員であります。富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定により、議長において

6番 渡 邊 康 男 委員

7番 笹 山 光 政 委員

の2名を指名いたします。よろしくお願いします。

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、早速議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である渡邊しげ子推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（渡邊しげ子君） おはようございます。渡邊です。この議案に際しまして、5月11日月曜日に、会長、猪狩秀信さん、渡邊隆幸さん、猪狩浩行さん、事務局2人と私の7人で現地立会いをしてきましたので、ご説明いたします。

場所は6、7、8、9ページを御覧ください。これは、宮建工業さんの西側になります。外壁のこの本当に30センチぐらいのところの位置になります。当日は宮建さんの社長さんと行政書士さんの川崎さんが立会いをして、現地を確認してきました。現在、草刈りなどは宮本さんのほうでやっていたというようなことで、申請内容と相違なく、当日の立会いにおいては何ら問題にすべき点は見当りませんでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 6番、渡邊です。登記簿謄本を見ると、4ページ、乙区に抵当権設定がされているのです。こういった場合であれば、もちろん法的に問題ないのですが、事務局のほうで所有権移転をされる際に、この山本さんは町長というふうな立場にもある方ですから、抵当権を抹消して所有権移転というふうなことでアドバイスされたほうがよろしいのではないかというふうな意見でございます。

以上。

○事務局次長兼農地調整係長（伊本和明君） 事務局、伊本です。4ページにその抵当権、下のほうに権利の乙区で設定をされていた過去はあるのですが、5ページ見ていただくと、1番抵当権の抹消という記載がございます。

○6番（渡邊康男君） ちょっと5ページ見落としました。すみません。分かりました。

○議長（佐藤清隆君） よろしいでしょうか。

○6番（渡邊康男君） はい、了解。申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤清隆君） 問題なしということですね。

○6番（渡邊康男君） はい。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第7号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第7号別紙1を許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを終了します。

続きまして、議案第8号別紙1に進みます。

事務局長の朗読説明を求めます。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である渡邊隆幸推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（渡邊隆幸君） おはようございます。推進委員の渡邊です。5月11日に、先ほど渡邊しげ子推進委員のほうからありましたメンバーにて現地のほうに行ってまいりました。場所のほうですが、21、22ページにあります富岡インターの東側です。家老ため池の奥の農地の一角になります。22ページに公図があるのですが、道に面して山があるような、農地としては一角掘ったような形のところでした。近隣の農地に影響はないかなというところと、あとソーラー発電の山林のところの管理もするということだったので、特段大きな問題点はないかなというふうに思いました。

以上です。審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特別ないようなので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第8号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを終了します。

次に、議案第9号別紙1に進みます。

事務局長の朗読と説明を求めます。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である猪狩浩行推進委員のご意見をお願いします。

○最適化推進委員（猪狩浩行君） 推進委員の猪狩です。5月11日、前件と同メンバー7名で申請のあった現地を確認してきました。場所は36ページを御覧ください。JAの農協に上がっていく坂道を真壁方面に向かいまして、100メートルぐらいかな、行ったところの左側の奥のほうの土地になります。令和7年に補助申請の許可を受けたところになり、今回事業計画変更ということで現地確認をしました。この土地は、南側に対しては奥地になりまして、南側、西側に山林があり、太陽光のパネルの設置の変更、あとパネル枚数の減ということで、38、39ページのようにパネルの位置、枚数が変わっております。敷地に関しては特に変更はないものですから、特に問題はないものと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特にはないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第9号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定についてを終了します。

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他で何かございますか。

事務局、どうぞ。

○事務局主事（木下裕太君） お疲れさまです。事務局の木下です。自分のほうから令和8年度の先進地視察研修のアンケート結果についてをお伝えいたします。

お手元にある資料1を御覧ください。以前、3月末にアンケートをして、4月の先月の農業委員会のときにアンケートをご提出いただいてありがとうございました。その結果をこちらに集計まとめたものを記載していますので、ご確認いただきたいと思います。

今後の流れなのですが、裏面の志望時期なのですが、11月が最も多かったのですが、より多くの方が参加できる11月に事務局のほうでは視察研修を実施しようという予定で考えております。また、11月なので、福島県下農業委員大会と併せて、初日に県下大会、2日目に視察研修のような予定で今考えております。また詳細な行程計画決まりましたら、農業委員会総会にてその報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） この件に関して何かご質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特に何もまだ決まっていないので。

○事務局長（佐藤美津浩君） 皆さんからご意見あれば、もちろん言っていただいてというところで進めていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） それでは、委員の皆様のほうからは何かございますか。

はい。

○2番（山口輝久君） 2番、山口です。4月20日発行の会長の名前で来ましたその他の中で、農地法第5条の規定による許可申請の取下願届出について報告しますって書いてあるのですけれども、この件どうなっているのですか。会長の名前で来られた文書です。

○議長（佐藤清隆君） その件に関しては事務局から。

○事務局次長兼農地調整係長（伊本和明君） 事務局、伊本です。今回の農業委員会総会の開催通知にそういった旨記載させていただいておりました。その中身といたしましては、清水のほうで平成29年頃に転用許可が出ていた案件がございました。その許可が出た案件について、転用が実施されずに取り下げという届出が出てきたので、事務局のほうとしては受理しました。会長のほうともご相談しまして、結局取り下げはもう許可行為でも何でもないなので、受理して、そのまま処理しようというので、ごめんなさい、今回の総会にはつかなかったという次第です。初め、事務局側としては、総会を段取りしたときにこれは報告するものかなと思って載せてはいたのですが、相談の結果、特に上げないという判断になりましたので、今回の総会では出てこなかったという次第です。申し訳ありませんでした。

○議長（佐藤清隆君） そのほか、皆様のほうから何かございませんか。

はい、どうぞ。

○事務局主事（木下裕太君） すみません。その他のその他という形になってしまうのですが、先月の農業委員会のときに親和会の精算についてということで、一回まとめましたらご報告しますという話をさせていただいて、またちょっと今後のスケジュールとしては、5月の18日に還付金に関する通知をお送りして、委員の皆さんから年額1万2,000円いただいていた、そこから弁当代だったり、視察研修のときの懇親会費用を差し引かせていただいて、還付額が生じたので、それに関する通知を5月の18日に送付しまして、22日の金曜日に振込をさせていただこうと思っていますので、一応その通知でも記載をするのですが、全体の親和会の収支の結果として37万6,776円の差額が生じたので、こちらを令和8年度に繰越しするという形で、それぞれの委員の皆さんの還付額は通知のほうで別途お伝えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、特別なければ、これで終わりでいいのかな。

それでは、皆様、ご苦労さまでございました。これにて閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 （午前10時30分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年8月7日

委員 渡辺 康男

委員 笹山 光政